

確定給付企業年金法

(積立金の運用)

第六十七条 積立金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行わなければならない。

(政令への委任)

第六十八条 この章に定めるもののほか、積立金の積立て及び運用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 行為準則

(事業主の行為準則)

第六十九条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。

二 積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為

(基金の理事の行為準則)

第七十条 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約(以下「基金資産運用契約」という。)を締結すること。
- 二 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為
- 3 基金の理事が第二十二條第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠ったときは、その理事は、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。
- 4 基金は、この條の規定に違反した理事を、規約で定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

(資産管理運用機関の行為準則)

第七十一條 資産管理運用機関(契約金融商品取引業者を含む。)は、法令及び資産管理運用契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(基金が締結した基金資産運用契約の相手方の行為準則)

第七十二條 基金が締結した基金資産運用契約の相手方は、法令及び基金資産運用契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(業務概況の周知)

第七十三條 事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、その確定給付企業年金に係る業務の概況について、加入者に周知させなければならない。

- 2 事業主等は、前項に規定する業務の概況について、加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

確定給付企業年金法施行令

(運用の基本方針)

第四十五条 事業主(厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。第三項において同じ。)及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、法令に反するものであってはならない。

3 事業主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第六十六条第一項に規定する方法(法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であって、第三十八条第一項第二号に該当するもの及び生命保険又は生命共済の契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成七年法律第百五号)第一百六条第一項又は農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の五に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。)により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。

(分散投資義務及び運用体制の整備)

第四十六条 事業主等は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

2 基金は、管理運用業務を執行する理事を置かなければならない。

(資産管理運用契約等に基づく権利の譲渡等の禁止)

第四十七条 事業主等は、資産管理運用契約又は基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(省令への委任)

第四十八条 この章に定めるもののほか、積立金の積立て及び運用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

確定給付企業年金法施行規則

(運用の基本方針に定めるべき事項)

第八十三条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 積立金の運用の目標に関する事項
- 二 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用(令第四十五条第三項に規定する生命保険又は生命共済の契約を除く。)に係る資産の構成に関する事項
- 三 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項(法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、令第三十八条第一項第二号に該当するものを除く。)に規定する信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者(以下この条において「運用受託機関」という。)の選任に関する事項
- 四 運用受託機関の業務(以下この項において「運用業務」という。)に関する報告の内容及び方法に関する事項
- 五 運用受託機関の評価に関する事項
- 六 運用業務に関し遵守すべき事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、運用業務に関し必要な事項(スチュワードシップ責任に関する事項を含む)

2 法第六十六条第四項に掲げる方法により運用を行う基金については、前項各号に掲げる事項のほか、当該運用に係る事務処理の体制に関する事項、当該運用の評価に関する事項その他の当該運用に関し必要な事項を規定するものとする。

3 前項に規定する基金並びに法第五十六条第二項の規定により掛金を金銭に代えて株式で納付する規約型企業年金の事業主及び同項の規定により株式の納付を受ける基金は、第一項第二号に規定する事項において、次条第一項第一号に規定する資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

4 事業主等(第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。)は、令第四十五条第三項の規定により運用受託機関に対して第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。

(年金給付等積立金の運用)

第八十四条 事業主等は、次に掲げるところにより、積立金の運用を行うよう努めなければならない。

一 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。

二 当該事業主等に使用され、その事務に従事する者として、前号の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くこと。

2 事業主等は、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日において、法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(退職年金等積立金に対する法人税の算定に係る事項等の通知)

第八十五条 事業主等は、毎事業年度において、積立金の管理及び運用に関する契約に係る法人に対し、当該契約に係る退職年金等積立金に対する法人税の算定に係る事項その他当該契約において定める事項を通知しなければならない。

第六章 行為準則

(事業主の禁止行為)

第八十六条 法第六十九条第二項第二号の厚生労働省令で定める行為は、特別な利益の提供を受けて契約を締結することとする。

(業務概況の周知)

第八十七条 事業主等(第七号に掲げる事項については第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。)が法第七十三条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における次に掲げる事項(第二号から第六号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させるものとする。

- 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況

四 事業主が資産管理運用機関(法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。)又は基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況

六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

七 基本方針の概要

八 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

一 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法

二 書面を加入者に交付する方法

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

四 その他周知が確実に行われる方法

3 事業主等が加入者に周知事項を周知させる場合であって、前項各号のいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者であって事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものにも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。